

空中写真撮影及び近赤外線解析等業務 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、愛媛県が実施する空中写真撮影及び近赤外線解析等業務（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 林野火災跡地において空中写真撮影及び近赤外線解析等業務を実施し、植生の回復状況調査を行うことを目的とする

(業務概要)

第3条 業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 空中写真撮影
- (2) 近赤外線簡易オルソ画像作成
- (3) 植生調査
- (4) 荒廃地等調査
- (5) 業務打合せ
- (6) 報告書作成

(諸事故の処理)

第4条 業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は乙の責任において解決するとともに、乙は、発生原因、経過、被害の内容を速やかに甲へ報告しなければならない。

(指示目的外使用及び第三者への提供禁止)

第5条 乙は、業務に係るデータを甲が指示する目的以外に使用してはならない。また、甲の承認を得ずして第三者に提供してはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、この委託業務に係るデータを甲の承認を得ずして、複写及び複製してはならない。

第2章 業務内容

(空中写真撮影)

第7条 乙は、別添位置図の範囲を対象に、空中写真撮影（地図情報レベル1000）を行う。撮影には撮影計画、総運航、滞留を含むものとする。機器の規格等は別表1のとおりとする。

(近赤外線解析及び簡易オルソ画像作成)

第8条 乙は、撮影により取得した近赤外線データを元に、植生状況を判定するための簡易オルソ作成（地図情報レベル 1000）を行う。植生状況の判定基準等については、甲と協議のうえ決定する。

(植生調査)

第9条 乙は、写真の航空写真の撮影後、撮影範囲内に設けた 10m×10mの調査枠において、木本類の本数、樹種の確認を行う。なお、詳細調査地及び調査時期については、甲と協議のうえ決定する。

(荒廃地等調査)

第10条 乙は、調査区域において、表層土壌の流亡等を調査し、侵食量を算定する。

2 調査方法については、斜面にピンを設置するもの、斜面下部に土砂捕捉用の箱を設置する等によるものとする。

(業務打合せ)

第11条 業務の打合せは、原則3回とし、着手時1回、中間時1回、成果物納入時1回とし、打合せ記録簿を作成しなければならない。ただし、これ以外でも、必要に応じ、打合せを行うものとする。

第3章 成果品

(成果物)

第12条 乙は、第7条から第11条までの業務内容及び結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

2 前項の報告書は、報告書、植生調査結果及び後背地等調査の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）を1式提出する。

別表 1

使用カメラ	デジタル航空カメラ
規格 画像形式 地図情報レベル 解像度 色の階調 座標系 測地系	TIFF 形式 地図情報レベル 1000 地上画素寸法 10cm 24bit 以上 (R, G, B の各色 8bit 以上) 及び近赤外データ 平面直角座標系第Ⅳ系 世界測地系
使用許諾 ライセンス	甲（愛媛県）は、空中写真及び近赤外線解析用データを森林・林業行政、研究又は公益上の理由により使用することができるものとする。 甲（愛媛県）及び乙（撮影者）は、空中写真及び近赤外線解析用データを国又は他の行政機関に森林・林業行政、研究又は公益上の理由により使用させることができるものとする。 一般公開を目的とした場合の使用においては、乙（撮影者）のクレジットを表記するものとし、詳細については甲と乙とが協議して定める。